

野焼きは法律で禁止されています

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、煙などにより人への健康被害を引き起こしてしまいます。家庭や事業所から出たごみの、基準外焼却炉などを使用しての焼却や野焼きは法律で禁止されています。

ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。

◆罰則規定があります。

5年以下の懲役、または100万円以下の罰金（またはこの併科）が課せられます。

◆家庭から出たごみや事業系一般廃棄物は？

家庭ごみは分別し、黒潮町のごみ収集に出してください。事業系一般廃棄物は集積所には出さずに幡多クリーンセンターへ直接持ち込むか、黒潮町が許可した収集・運搬業者に委託し、責任を持って処理してください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係
☎ 43-2800 (直通)

子宮頸がん予防ワクチンに（じん）

黒潮町では、中学1年生（13歳相当）～高校3年生（18歳相当）の女性を対象に子宮頸がん予防ワクチン接種費用の全額助成を実施しています。

ワクチンの供給量は、当初、確保されているとのことでしたが、想定していた需要を超える恐れが出てきました。

接種を希望される方は、ワクチンの供給不足のため接種できない場合がありますので、事前に医療機関に確認してから受診するようにしてください。

なお、今年4月に新中学1年生になる方への個別通知については、ワクチンの確保が十分にできるとされている7月頃（予定）になりますのでご了承ください。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係
☎ 43-2836 (直通)
佐賀支所 地域住民課 保健センター
☎ 55-7373 (直通)

児童扶養手当の受給資格が一部変更！

4月から「障害年金加算改善法」が施行されることにより、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されます。併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様との間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更が可能となります。

◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更ができません。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係
☎ 43-2116 (直通)
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係
☎ 55-3112 (直通)

キルト作りに参加しませんか？

毎年11月に開催される潮風のキルト展。キルト展実行委員会メンバーと一緒に、皆さんでキルト展に出展する作品を作りませんか？（経験がない方でも大丈夫です）

- 【日程】 5～9月の毎月第3木曜日（計5回）
 - 【時間】 昼の部 13時30分～15時30分
夜の部 19時～21時
 - 【場所】 ふるさと総合センター
 - 【料金】 2000円（5回分）+材料費
 - 【人数】 昼夜各10人
（3人未満の場合は実施できない場合があります）
- お問い合わせ／NPO砂浜美術館（☎43-4915まで）